平成２７年（フ）第４９２号
福岡県筑紫郡那珂川町松木１丁目134番地（ラフォーレ松の木102号）、開始決定時の住所北九州市小倉南区徳力１丁目12番１号
破産者　一番ヶ瀬甲子
1　破産債権の届出期間　平成28年２月15日まで
2　一般調査期日　平成28年３月16日午前11時
平成28年１月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５６１号
神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の８　１番館109号
破産者　山内　恒男
1　破産債権の届出期間　平成28年２月19日まで
2　一般調査期日　平成28年３月17日午前10時
平成28年１月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９５０号
大阪市港区市岡元町３丁目10番16―905号
破産者　武田　　隆
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月24日午後２時
平成28年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７１７号
大阪市中央区博労町２－４－７　博労町タイケンビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市城南町２丁目16番６号
破産者　マテリアル株式会社
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月28日午後２時
平成28年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９２１号
大阪市住之江区南港中２丁目２番42―801号
破産者　松塚　幹武
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年４月14日午後２時
平成28年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７９号
最後の住所堺市美原区平尾595―１　特別養護老人ホーム美原荘、住民票上の最後の住所堺市美原区さつき野西３丁目14番地11
破産者　被相続人亡室谷産業こと室谷馨相続財産
1　破産債権の届出期間　平成28年２月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月24日午前11時
平成28年１月18日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４３９２号
大阪府高槻市南庄所町５番14号　ドミールサンワＢ111号
破産者　平田　満男
1　破産債権の届出期間　平成28年２月24日まで
2　一般調査期日　平成28年３月24日午後２時30分
平成28年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０２号
三重県四日市市西日野町2806番地４　西日野荘Ｂ棟301
破産者　奥田　忠弘
1　破産債権の届出期間　平成28年２月25日まで
2　一般調査期日　平成28年３月４日午前10時
平成28年１月19日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第６８９号
堺市中区大野芝町188番地９　ライフコート深井
破産者　青北　俊二
1　破産債権の届出期間　平成28年２月29日まで
2　一般調査期日　平成28年３月24日午前10時30分
平成28年１月18日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６２０号
東京都中央区日本橋小網町３番12―504号、開始決定時の住所堺市堺区北丸保園２番４号
破産者　森實　俊一
1　破産債権の届出期間　平成28年３月10日まで
2　一般調査期日　平成28年４月21日午前10時30分
平成28年１月18日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２２０号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目17番22号
破産者　玉村工房こと　玉村　弘忠
1　破産債権の届出期間　平成28年３月22日まで
2　一般調査期日　平成28年４月21日午後２時30分
平成28年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４０号
山口県熊毛郡平生町大字平生町558番地の39
破産者　有限会社山大食品
異議申述期間　平成28年２月29日まで
平成28年１月18日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６１号
岐阜県恵那市大井町1685番地30
破産者　成田　代一
免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
平成28年１月18日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第８０３３号
東京都品川区南大井５丁目25―16―501
破産者　植村　　守
免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
平成28年１月18日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２７年（フ）第８０３３号
東京都品川区南大井５丁目25―16―501
破産者　植村　　守
審尋期日　平成28年４月12日午前10時
平成28年１月18日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１５号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室1362番地２
清算株式会社　株式会社トーカテ
代表清算人　冨山　良司
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２３号
東京都小平市花小金井１丁目11番１号
清算株式会社　西武土地建設株式会社
代表清算人　新倉よう子
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　定義
1　担保権付債権とは、協定債権のうち清算株式会社が所有する不動産について、特別清算開始決定日までに対抗要件を備えた担保権（会社法522条２項かっこ書所定の担保権に限る。）を設定している債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
2　一般債権とは、協定債権のうち、担保権付債権に該当しないものをいう。
第２　担保権付債権
1　評価の時期
担保権の対象となっている資産は、平成27年９月８日（解散日）時点で評価する。
2　遅延損害金及び利息の一部免除
担保権付債権のうち、利息及び遅延損害金については、当該担保権が抵当権の場合は、その満期となりたる最後の２年分を超える金額について、本協定の認可決定が確定した日に免除を受ける。
3　担保権付債権の弁済
⑴　担保権の対象となっている資産は、これを速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続にかかる税金及び仲介手数料等の諸費用を差し引いた上で、担保権付債権の弁済にあてる。
⑵　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
4　残余債権の弁済
担保権の対象となる資産は、本協定の認可決定が確定する日までにその換価処分が終了した場合はその換価による弁済額、同日までにそれが未了の場合は前記１による評価額をもって評価し、その担保権で担保された範囲を超える残額について、一般債権として後記第３の２の定めにしたがって弁済及び放棄を行う。
ただし、特別清算協定認可決定後、特別清算終了までの間に担保権の対象となっている資産が前記１による評価を超えて換価処分できた場合には、その換価処分により当該評価額を超えて現に弁済にあてられた金額について、遡って放棄の効力を失う。